

平成30年度はい作業主任者技能講習のご案内

群馬労働局長登録教習機関 登録番号 第2号
(登録有効期間 平成31年3月30日迄)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 群馬県支部

労働安全衛生法では、高さが2メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷《小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。》の集団をいう。)のはい付け又ははいくずしの作業を行う場合には、事業者は「はい作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない旨規定されております。

当支部では、登録教習機関として群馬労働局長の登録(登録番号 第2号)を受け、はい作業主任者資格を得たい方のために、下記のとおり講習を開催いたしますので、貴事業場で希望者がございましたら、受講されますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日時

平成30年5月12日(土) 9:00~17:10
" 13日(日) 9:00~16:00 (修了試験を含む)

2. 実施場所

前橋市野中町595番地
群馬県トラック総合会館 2階研修室 ☎ 027-261-0244

3. 受講資格

はい付け、はいくずしの作業に、3年以上従事した経験を有する者

4. 定員

80名(定員になり次第締め切ります)

5. 受講料等

会員 受講料7,560円(消費税込)・テキスト代は当支部負担
非会員 受講料7,560円(消費税込)・テキスト代1,500円

6. 申込受付期間

平成30年4月10日(火)から5月2日(水)まで
(ただし、土日祝祭日を除く)

7. 申込方法

受講希望者は、当支部所定の申込書に所要事項を記入(経験証明及び受講者氏名の自署が必要)し、証明写真(撮影部分が縦3.5cm×横2.5cm、正面、無帽、上三分身、無背景、3か月以内に撮影されたもの)1枚、自動車運転免許証のコピー1枚(原本を講習初日に提示いただきます。なお、現住所が自動車運転免許証に記載の住所と異なる場合は、個人番号が記載されていない公的証明書の原本、例えば個人番号未記載の住民票等を添付して下さい。)及び受講料等を添え、当支部宛持参又は現金書留による郵送にてお申し込み下さい。受講希望者には、受講申込書等を送付します(☎ 027-261-0244)。

なお、講習実施日(第1日目)の7日前までに申し込みの取り消しがない場合は受講料等を返還いたしませんので、ご注意下さい。